

10 中期計画、年度計画

10.1 独立行政法人情報通信研究機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画

第1 独立行政法人情報通信研究機構の果たすべき役割

独立行政法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）は、与えられた責務を十分認識し、情報通信分野の発展において中核的な役割を果たすための戦略・ビジョンを明確化して内外に積極的に発信するとともに、情報通信分野の研究開発や通信・放送事業の振興等を総合的に実施することにより、我が国の経済発展や安全・安心で豊かな国民生活の実現に貢献する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1 共通事項

- (1) 以下の取り組みを通じ、一般管理費の効率化を図る。
 - ア 効率的な業務遂行体制を整備するため、総務・企画及び研究支援の各業務について、役割の明確化を実施する。
 - イ 調達等の業務の効率化のため、下部への決裁権限の適切な委譲、決裁の簡略化を確実に推進するとともに、地方組織の総務業務のうち可能な部分を本部に集約する。
 - ウ ペーパレス化、光熱水費等の節約を推進する。
- (2) 理事長の指導力が發揮できる意思決定システムを整備するとともに各部門へ適切に裁量を付与し、研究単位をフラットな構造とするなど、機動的で自律的な業務実施体制を構築する。
- (3) 国際的な研究リーダーを擁したり、時限付きで産学官の人材を結集する等の柔軟な研究組織の活用を行う。
- (4) 研究開発成果の発信と、社会への還元を効率的に行うため、研究連携、成果管理、技術移転等にかかる組織を整備する。
- (5) 情報技術を適切に導入することにより、調達等の業務の効率化、手続の迅速化を推進する。
- (6) 業務の効率化のため、管理部門の効率化を図るなど、人員配置の重点化、適正化を推進する。
- (7) 任期付き研究者、非常勤研究者の採用等の採用方法の多様化、研究者の流動化を推進する。
- (8) 男女共同参画などにも配慮して、広く優秀な人材を確保する。研究リーダーを含めた研究者の採用に当たっては、公募制等の活用を推進する。
- (9) 研究開発業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展のため、技術者の確保及び技能の向上を推進する。
- (10) 総務や企画、研究支援等の業務についてアウトソーシングを適切に実施し、派遣要員等を活用する。

2 業務事項

- (1) 事業費（基金に係る債務保証業務、利子補給業務及び利子助成業務を除く。）の効率化に当たっては、汎用品の活用、競争入札範囲の拡大、節減意識の醸成等により経費の削減に努め、平成15年度決算額と比べ2%以上の効率化を実施する。
- (2) 研究開発の実施方法の選択に当たっては、研究内容を勘案し、費用対効果、専門性等の観点から外部機関の活用が適當と考えられるものについては、適當な外部機関に委託して研究開発を行う。また、企画戦略部門を中心に研究開発を担当する関係部門の相互連携を図る体制を整備し、研究課題間の緊密な連携を行う。
- (3) 内部評価の実施や外部評価（部外の専門家及び有識者による評価）等を受けることにより、企画（PLAN）、実行（DO）、評価（SEE（check、action））のサイクルを確立し、研究運営、研究計画、研究成果等に関し、公正な評価を受けて業務の適正化・効率化を図る。また、研究管理については、原則として、外部評価委員会（部外の専門家及び有識者による評価委員会）を設置し、事前評価（又は採択評価）、中間評価、事後評価等を実施する。
- (4) 研究機構の活動・運営全般についての内部評価システムを確立するとともに外部有識者から幅広く意見等を求める体制を構築し、中期計画、年度計画の実施状況を定期的にチェックし、研究計画の変更等に合わせて臨機応変に研究リソースの配分、研究体制の改革を実施する。
- (5) 高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供するため整備する施設の運用については、原則として利用料で運営経費を賄う。
- (6) 事業振興等業務については、年間スケジュールを策定して計画的に業務を執行するとともに、事務処理の手続きを定め業務の定型化を図る等により効率的に業務を執行する。支援する案件の公募・選定に当たっては、関係機関との連携、外

部の有識者及び専門家による評価等により、応募案件の中からより効果が大きいと認められる案件を支援する。なお、独立行政法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「法」という。）附則第 14 条第 2 項の規定により、字幕番組、解説番組等制作促進助成金の交付の業務に必要な経費の一部に充てることができる衛星放送受信対策基金の運用益の範囲は、各事業年度の当該基金の運用益の 3 分の 1 を限度とする。

第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取りるべき措置

1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究開発業務等（法第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の業務）に関する事項

(1) 研究開発領域

以下の 3 領域に関して研究開発を推進する。

- ア ネットワーク領域の研究開発
- イ アプリケーション領域の研究開発
- ウ ファンダメンタル（電磁波計測、情報通信基礎基盤）領域の研究開発

(2) 研究開発計画

- ア ネットワーク領域の研究開発

(ア) インターネット関連分野及びネットワーキング分野の研究開発

A 次世代プラットフォーム技術の研究開発

インターネットの高速化、高品質化などに資する次世代プラットフォーム技術の研究開発を実施する。インターネットの伝送速度が、端末間で毎秒数ギガビット（Gb）を超える高速化の実現を目指した研究開発を実施する。さらに、各種流通コンテンツにおける品質保証、ネットワーク制御、高精度メディア同期プロトコル等の次世代プラットフォーム技術の研究開発を実施するとともに、テストベッドを用いた実証実験を行い、その結果を研究開発にフィードバックする。

B 次世代ネットワーキング技術の研究開発

- i) テラビット級ネットワークにおける、ネットワーク構築、及び効率的な制御・管理のための設計、運用、接続技術に関する研究開発を行う。
- ii) ペタビット級ネットワークにおける、高信頼かつ高効率な情報通信を提供するバックボーンネットワークの構成技術及びネットワークのダイナミック制御技術の研究開発を実施する。

C ネットワーク利活用技術の実証研究

ユビキタスネットワーク時代に向け、ネットワーク関連技術の一層の高度化・相互接続性確保や多彩なアプリケーションの創出に資するため、超高速・高機能なテストベッドネットワークを基盤とする研究開発環境を国内外に段階的に構築し、ネットワーキング技術、ネットワーク利活用技術、情報配信・情報管理技術など先端的な情報通信技術の研究開発を行うとともに、産・学・官・地域等による研究開発や技術の実用化に向けた実証実験等を促進する。

(イ) 光ネットワーク分野の研究開発

A フォトニックネットワーク技術の研究開発

- i) テラビット級の通信容量を実現するため、光ファイバ 1 芯あたり 1000 波の多重化が可能となるよう WDM 技術の高度化に取り組む。また、光ノード技術について 10 Tbps の光ルータ等を開発する。さらに、光ネットワーク技術について、電気信号変換することなく光ネットワークを制御・管理する技術、簡易に構築できるアクセス技術等を開発する。
- ii) ペタビット級の伝送容量を実現するため、光の属性を極限まで利用して多重・長距離伝送を実現するフォトニックリンク技術、ノードにおける転送・処理を光領域で超高速に実現するフォトニックノード技術及び有線・無線を問わず高速アクセスを可能とするフォトニックアクセス技術等の研究開発を実施する。

(ウ) 情報セキュリティ分野の研究開発

A 情報通信危機管理基盤技術の研究開発

サイバーテロや非常災害時におけるセキュリティ確保のための危機管理技術、及び非常災害時におけるマルチメディア情報登録・検索等の通信アクセス技術からなる「危機管理及び非常時通信機構のモデル」を総合的に研究開発し、年間 2 回以上のデモ実験の実施によりモデルの有効性を確認し、国際的な標準化へ貢献する。

B ネットワークセキュリティ技術の研究開発

インターネット等を通じて自由かつ安全に情報の受発信を可能とするため、IP アドレスのなりすまし等に対するネットワーク・アクセス系セキュリティ技術、電子透かし等の流通情報（コンテンツ）系セキュリティ技術、暗号等のセキュリティ共通要素技術／評価・検証技術等のネットワークセキュリティ技術に関する研究開発を実施する。また、本研究開発の成果を踏まえて ITU 等の場においてセキュリティ分野の国際標準化に積極的に貢献するとともに、我が国の電子政府推奨暗号の安全性及び信頼性の確保に寄与する。

(I) 無線ネットワーク分野及び電波分野の研究開発

A マルチメディア無線通信技術の研究開発

- i) ミリ波帯電波により最大でギガヘルツ程度の広い周波数帯域を用いて複数の無線サービスを一括して効率的にユーザに伝送する技術、誰もが容易にマルチメディア情報を利用できるようにするためのミリ波帯ウェアラブル無線通信技術及び基盤となるミリ波帯の装置化技術の研究開発を総合的に実施する。
- ii) 超高速無線 LAN の実現に必要となる超高速無線アクセス技術、変調技術及び干渉・フェージング対策技術、並びに次世代加入者系無線アクセスシステムに関する電波混信・干渉管理技術、適応型広帯域ミリ波伝送技術及び無線チャネル制御技術の研究開発を実施する。
- iii) 高速移動する自動車において様々な大容量の情報を無線ネットワークを通じて円滑に提供、享受することを可能とする技術の研究開発を実施する。

B 新世代移動体通信システム（第4世代移動通信システム）の研究開発

- i) 複数の異なる種類の無線通信システム間を意識することなく選択・利用できるようにするため、複数の異なる無線システムから最適なものを検出・選択する技術、異なる無線システム間の切替技術などの要素技術の開発を行い、複数種類の無線システム間切替を実証する。
- ii) 移動通信において光ファイバー並の超高速伝送（100 Mbps）を実現するため、時間、空間及び周波数それぞれの領域における信号処理を高度化することに加えて、各領域での信号処理を相互補完的に連携させ、総合的に通信環境を向上させる技術、ソフトウェアを書き換えることにより通信手段の変更を可能とするソフトウェア無線技術の研究開発を実施する。

C 成層圏プラットフォームの研究開発

成層圏プラットフォームと地上との間で利用する通信・放送システムの実現に必要な無線伝送技術及び成層圏プラットフォームの追跡管制システム等についての研究開発を実施する。また、これらの開発装置等について、機能確認試験等を実施する。更に、地上との間で広帯域の無線アクセス系を構成する複数の成層圏プラットフォーム間を超高速光無線リンクにより結び、すべて無線でネットワーク化するための超高速の光無線通信技術及びネットワーク制御技術の研究開発を実施する。

D 電磁環境に関する研究開発

無線機器・電子機器の干渉防止や電波による生体への影響等についての基礎的な研究開発や、電磁波セキュリティに関する研究開発を行う。また、電子機器から漏えいする電波の三次元可視化技術の研究開発を実施する。

(II) 放送関連分野の研究開発

A 高機能放送システムに関する研究開発

映像、音声、データ等の異なる特性を有するコンテンツを統合的かつ柔軟に扱うことができる高品質・高機能放送システムや IP ネットワーク等による帯域シェア型のブロードバンド通信ネットワークを利用する高品質放送システムに関する研究開発を実施する。

B HDTV の高機能受信技術に関する研究開発

厳しいマルチパスと高速移動によるドップラーシフトが併存するような受信環境においても、地上デジタル放送の HDTV の安定的な受信を可能とするドップラーシフト補償技術とアンテナ指向性制御技術の研究開発を実施する。

(III) 衛星関連分野の研究開発

A 超高速衛星通信システムの研究開発

- i) Ka バンドを用いたギガビットクラスの超高速衛星通信技術の開発を行い、技術実証のための超高速通信衛星に実証用通信機器を搭載し、高速インターネットを含めた衛星マルチメディアサービスの実現をめざした様々な利用実験と技術実証を実施するための搭載通信機器及び実証実験用地球局を開発する。超小型地球局から衛星へのアクセスを可能にするため、衛星に大型アンテナを搭載した技術試験衛星（ETS-VIII）用の搭載通信機器及び実証実験用地球局を開発する。
- ii) 将来の超高速衛星通信のためのミリ波通信又は光通信技術の研究開発を実施する。光通信技術においては、深宇宙通信等超長距離通信への応用のための技術開発を実施する。また、次世代衛星システムの実現に向けて、大容量光衛星間通信シス

テム等の衛星搭載機器を開発し、実証実験を実施する。地上から衛星へのアクセスを容易にする高仰角衛星通信システムのための基盤技術の研究開発を実施する。

B 宇宙通信システム基盤技術の研究開発

宇宙での実運用システムの安全性及び信頼性を確保するとともに宇宙での電波や軌道位置等のリソースを有効に利用するための軌道の監視・制御技術等の研究開発を実施する。故障衛星の検査、修理などに必要な小型衛星を用いた宇宙における遠隔検査・操作等の基盤技術の研究開発を実施する。

イ アプリケーション領域の研究開発

(ア) コンテンツ制作・流通分野及びデータベース検索分野の研究開発

A コンテンツの制作・流通・検索・提供技術に関する研究開発

i) 様々な形態の情報を高信頼で流通させるために必要な検索、セキュリティ、圧縮などの技術開発及び実証を行う。さらに、コンテンツを個々のユーザの嗜好に沿って表示制御するシステムや利用者が容易に情報を得ることができるシステムなどのコンテンツ提供技術の研究開発を行う。

ii) 形状やテクスチャが複雑な立体物や透明体、金属体など多様な材質の物体を映像部品化する技術、及び部品化したデータから映像を再構成し、違和感なく、背景画像（実写ベース）と高速・高精度に合成することができるレンダリング技術を研究開発する。

(イ) アクセシビリティ・インターフェース分野の研究開発

A ヒューマンコミュニケーション技術の研究開発

情報通信システムと人間が接するヒューマンインターフェースやコンテンツ基盤技術を人間中心の立場から見直し、新たな技術を確立するとともに、モデルシステムを実現する。人間の情報のやり取りの特質に関する基礎的な研究開発及びバリアフリー通信技術、言語処理・伝達技術、仮想空間構築技術の3つの技術を柱とした基盤技術の研究開発を実施する。

(ウ) 画像・音声処理、メディア符号化等分野の研究開発

A ナチュラルビジョンに関する研究開発

現行の映像システムであるRGB 3原色を超えて人間が知覚できる自然界の色を忠実に再現するための、マルチスペクトル（多原色）技術を用いた動画ナチュラルビジョンについて、実物の色、光沢、質感を再現するデジタル映像収集・表示・伝送・保存分析技術などについて統合的に研究開発を実施する。

B デジタル映像の高度符号化等に関する研究開発

デジタル映像での番組中継等においても実用的で自然なやり取りを可能にする調停遅延符号化技術や、SDTVから走査線4000本級の超高精細映像アプリケーションまで、素材伝送や一般家庭における映像受信に対応可能なソフトウェア・コードック技術を開発する。また、携帯端末等で図形やアニメーションを表示させる画像フォーマットや、そのための伝送プロトコル等の研究開発を実施する。

ウ ファンダメンタル領域の研究開発

(ア) 計測分野の研究開発

A 時空標準に関する研究開発

i) 時間・周波数標準システムの 10^{-15} 台までの高精度化、高信頼化、多様化のための基盤技術の研究開発を実施する。アジア太平洋地域の時間・周波数標準分野の中心的な研究機関として国際的に貢献する。

ii) 一般利用者に対しサービスを提供する時刻認証事業者の時刻を日本標準時を基準に認証し、情報の「いつ」の属性の信頼性を確立するために必要な電子時刻認証システムに関する研究開発を実施する。

iii) 宇宙空間における時空の基準座標系を確立するための時間及び周波数の標準技術と宇宙測位技術を総合して時空標準座標系を構築するための基盤技術の研究開発を実施する。

(イ) 宇宙・地球環境分野の研究開発

A リモートセンシング技術の研究開発

研究機構が高い技術蓄積を有するレーダ、ライダーなどの先端的なリモートセンシング技術をもとに、大気成分、雲、降水、風、地表、海面等を広範囲かつ高精度で測定する革新的な計測技術を開発するとともにその応用技術の研究開発を実施する。

i) 革新的衛星搭載センサの開発と実証を行い、地球規模の変動現象の予測に対応するためのグローバル計測技術の研究開発を実施する。

ii) 地上あるいは航空機からの先端的なリモートセンシングによる高精度観測技術及び災害監視・予測技術等の研究開発を総合的に実施する。

B 宇宙天気予報の研究開発

宇宙天気予報に必要な宇宙環境の監視・予測技術に関する先端的な研究開発を行う。

- i) 太陽、太陽風、磁気圏対流、電離圏擾乱等について、独自の観測、ネットワークを通じて準リアルタイムで観測データを取得可能な「宇宙天気モニタリングシステム」及び「宇宙天気シミュレータ」の開発を実施する。
- ii) 太陽定点観測衛星に必要な観測装置や高機能データ処理装置の研究開発を実施する。
- iii) 太陽・太陽風観測のための、電波分光技術の高度化及び可視・赤外域における偏光及び分光計測技術の開発、極域 HF レーダの開発、地磁気や太陽活動等に関する国際共同観測を実施する。

(e) 光・量子関連分野及びデバイス分野の研究開発

A 光通信基礎技術の研究

- i) 光通信の高速化・大容量化に不可欠な 100 GHz 級の高効率光変調素子などの光デバイス技術、アイセイフ（目に安全）な光空間通信及び光波制御技術等の研究開発を実施する。
- ii) 電波を基準として、光周波数の絶対標準を確立するとともに、それに基づく相対標準を供給するための技術の研究開発を実施する。
- iii) 情報通信における飛躍的な技術革新が見込まれる量子情報通信技術に関して、単一光子及び相関光子対を用いる量子信号伝送などの基礎技術の研究開発を実施する。また、量子暗号鍵配布技術等、量子暗号技術などの量子情報通信の要素技術に関する研究開発を実施する。

B 情報通信デバイスのための新機能・極限技術の研究

- i) 超高速かつ極低消費電力で動作する情報通信デバイスの実現に向け、ナノテクノロジを用いた数 100 nm 大の素子や超伝導技術を用いた 10000 素子程度の集積回路のための基礎技術を開発する。
- ii) レーザー光の制御技術を用いた極限的な光源やテラヘルツ帯の高輝度な光源技術の基礎研究を実施する。
- iii) 原子光学を用いた超精密分光技術の基礎研究を実施する。

(I) コミュニケーション基礎分野の研究開発

A バイオコミュニケーション技術の研究

- i) 生物の情報処理・伝達機能の解明を進め、生体の優れた機能や進化・適応・免疫等の巧みな情報処理・伝達などの機能を情報処理モデル化し、計算機上で実現するための基礎技術の研究開発を実施する。
- ii) 生物実体に基づき生体情報機能を解明するための先端的な観測・計測技術を開発し、その計測結果に基づいて、細胞内の情報伝達・処理機能のモデル化を実施する。タンパク質モータの自己調節機能を情報通信に応用するための基礎研究を実施する。
- iii) 脳機能計測における、非侵襲計測技術を用いてヒトの視覚的注意に関与する脳領域の同定を実施する。また、脳機能解析に基づく言語認識情報処理モデルなどヒトの高次知的機能の脳内メカニズムの解明を通じた人に優しい情報通信インターフェース技術の基礎研究を実施する。

2 電波関連業務（法第 13 条第 1 項第 3～6 号の業務）に関する事項

(1) 周波数標準値の設定・標準電波の発射及び標準時の通報

- ア 研究機構が発生する協定世界時 (UTC (NICT)) と世界標準の協定世界時 (UTC) の時刻差 10 ns 以内を維持する。UTC の構築と各国の標準時との時刻差測定のため、GPS 等を用いた国際時刻比較ネットワークに参加し、国際度量衡局 (BIPM) へデータを提供する。
- イ 受託等に基づいて、長波の標準電波により周波数情報及び時刻情報を供給する。また、電話回線を利用した“テレホン JJY”等により時刻情報の提供を実施する。
- ウ 日本の周波数国家標準を有する機関として、国際的にも承認されるトレーサビリティシステムを構築する。衛星による双方向時刻比較、ネットワーク時代に即した標準時の供給方法の開発等を実施する。

(2) 電波の伝わり方の観測並びに予報及び警報の送信・通報

- ア 電波の伝わり方に重要な影響を与える電離圏の変動を定期的に観測し、宇宙通信、放送、航空保安、測位等の諸機関に、電離圏観測データを供給するとともに、観測方法及びデータ供給方法について開発等を実施する。観測データは、観測後 15 分以内でインターネット等により公開する。国際学術連合の組織である電離圏世界資料センターの一つとして、他の世界データセンターとデータ交換を実施する。

- イ 電波の伝わり方に影響を与える太陽活動度、地磁気活動度、太陽プロトン現象などの宇宙環境の変動に関する情報を、電話サービス、FAX、電子メール、ホームページなどのメディアを通じて通報する。

- ウ 観測装置の保守点検の外部委託、観測の自動化やネットワーク制御及びデータベースの拡充を進め、観測業務やデータ提供業務を省力化し、ユーザの要求に迅速に対応したデータ提供を実施する。

(3) 無線設備の機器の試験及び較正

ア 無線設備の機器の試験及び較正

無線機器の試験等に使用する測定器の較正を実施する。また、これら試験及び較正に必要な設備の整備・改良を実施する。

無線設備の機器の較正において、申請受付から標準として2週間以内に較正結果を送付する。

イ 良質なサービス提供のための業務

ミリ波帯等、より高い周波数帯における多様な無線設備や情報機器に対応するために、必要な装置を整備し、試験・較正方法を開発する。

3 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究開発業務等並びに電波関連業務に係る成果の普及（法第13条第1項第7号の業務）に関する事項

(1) 広報・普及

- ア 新聞など報道機関への研究開発成果等の発表を更に積極的に実施する。
- イ 研究開発成果の誌上・口頭を含む論文発表を量・質ともに向上させる。
- ウ 一般向け広報誌の効果的な配布を推進する。インターネットによる情報公開・情報提供を積極的に推進するとともに、広く意見聴取を行う。
- エ 研究発表会、施設一般公開や科学技術講演会等を継続的に実施する。
- オ 各種展示会に積極的に出展する。
- カ 視察・見学者の受け入れを積極的に推進する。研究開発成果等の展示スペースを研究機構内に整備する。

(2) 出版・図書

- ア 学術的書籍の出版、研究機構機関誌の発行などの充実を図る。
- イ 図書施設の充実を図る。電子図書システムの導入、一般への図書閲覧等を検討し、方針を確立する。

(3) 知的所有権

- ア 特許出願、登録及び使用許諾等の総合的な特許戦略の策定を行い、それを踏まえて特許関連施策を積極的に推進する。
- イ 研究開発成果からの特許の発掘、特許相談の実施、特許に関する講習会や研修などを実施する。
- ウ 発明者の特許取得に対する報償を適切に実施する。
- エ 外部コンサルタント等による特許可能性・市場性の調査を実施することを検討し、実施方針を確立する。
- オ 迅速に権利侵害等に対し対処を行う体制について検討し、方針を確立する。
- カ 委託研究においては、委託先の事情により適用できない場合等を除き、バイドール条項の適用比率を100%とすることにより、研究開発実施者の知的財産獲得に対する意欲を高める。

(4) 技術移転・展開

- ア 保有特許を産業界等が容易に検索できるように、特許情報、製品化例紹介などの発行、ホームページ掲載を実施する。
- イ 特許フェア等の展示会への参加等を積極的に推進する。
- ウ 特許の実施許諾方針を広く公開し、特許実施を推進する。
- エ 研究開発成果を産業界が活用する場合等の技術コンサルティングの実施及び当研究機構の研究者が、自分の成果をもとに、起業する場合の支援制度について検討するし、方針を決定する。

(5) 國際標準化への寄与

- ア 公共の利益のための自らの研究成果を含め、我が国の国際競争力強化のため、情報セキュリティ分野や無線ネットワーク分野などにおいて、日本発の国際標準化をめざして、国際標準化のための会議に出席し、会議の取りまとめ役や標準化への提案などを行う。
- イ 國際標準化のための会議への寄与文書を年20件以上提出するなど、国際標準に関わる技術の提案を積極的に実施し、その数を増加させる。

(6) 各種審議会等への参画

- ア 総務省情報通信審議会の情報通信に関する調査検討など国の施策等の策定に技術的サポートを実施する。
- イ 各種審議会等への寄与文書、調査支援に積極的に寄与する。

(7) データの公開

- ア 研究開発で得られる各種データの公開・提供を継続的に実施する。
- イ 可能な限り利用者が望む形式でのデータ提供を推進する。

4 高度通信・放送研究開発のための共同利用施設整備業務（法第13条第1項第8号の業務）に関する事項

- (1) 高度通信・放送研究開発を行うために共同利用施設を適切に整備・維持管理し、利用者が高度な技術の習得や、多くの成果を得ることができるように、研究指導員による適切な指導を行い、利用者の70%以上から満足が得られるようにする。
- (2) 高度通信・放送研究開発のための共同利用施設における研究開発成果の評価を行い、その結果を分析し、その後の施設運営の改善に反映させる。

5 高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務（法第13条第1項第9号の業務）に関する事項

- (1) 制度の利用者が容易に事業の趣旨や応募方法等を理解できるよう、官報やホームページに掲載するとともに報道発表を行うほか、説明会を開催する。
- (2) 採択案件の選定に当たっては、外部の専門家・有識者による厳正な審査・評価を行い、その結果に基づいて決定する。また、採択した助成先について公表する。
- (3) 助成金の交付については、公募の締め切りから交付決定までの研究機構分の処理期間を概ね60日以内となるようにする。
- (4) 助成した研究開発の実績について、知的資産（論文、知的財産等）形成等の観点から評価を行い、結果をその後の業務運営の改善に反映させる。
- (5) 特に高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金については、成果発表会を開催するなど、業務成果の周知に努める。

6 高度通信・放送研究開発に関する海外研究者招へい業務（法第13条第1項第10号の業務）に関する事項

- (1) 海外からの研究者を受け入れるための体制を確立し、海外から当該研究開発分野において博士相当の研究能力を有する研究者又はこれと同等レベルの寄与が期待できる研究者を招へいする。
- (2) 招へい者の選定に当たっては、高度通信・放送研究開発の進展度や当該招へい者によって期待し得る寄与の程度を比較考慮して、効果の高いものを選定する。
- (3) 海外研究者招へいの実績について、当該招へい者によって当初期待した寄与度の達成状況等の観点から評価を行い、その結果をその後の事業運営の改善に反映させる。

7 通信・放送事業分野の情報提供等業務（法第13条第1項第11号の業務）に関する事項

- (1) インターネット上に開設した「情報通信ベンチャー支援センター」のリニューアルを中期目標の期間中に実施するとともに、掲載内容の定期的更新を行い、年間アクセス件数を130万件以上にする。
- (2) ベンチャー企業、サポーター企業の相互のニーズ（例：技術提携）を結びつけるためにインターネット上に設けた「情報通信ベンチャー交流ネットワーク」の会員数を中期目標の終了時に400以上にする。また、情報通信ベンチャーのビジネスプラン発表会、知的財産戦略セミナー、情報通信の動向に関するセミナー等リアルな場でのイベントを中期目標の期間中に25回以上開催する。
- (3) 情報提供やイベントの評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度とニーズを把握し、その結果をその後の業務運営に反映させるとともに、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

8 研究開発等業務、研究開発支援業務及び通信・放送事業分野の情報提供等業務に関するその他の事項

- (1) 受託等に基づく業務

受託業務は本来業務との整合性を考慮しつつ、相乗効果が得られるように配慮して推進する。

ア 国からの受託等に基づく業務

(ア) 技術試験事務、電磁環境構築技術の開発等の国からの受託業務について、継続的かつ確実に実施し、所定の成果をあげることにより、国の情報通信行政に貢献する。

(イ) 型式検定に係る試験事務及び研究開発業務等を国からの受託等により確実に実施し、研究機構のもつ技術ポテンシャルを社会へ還元する。

イ 国や公的機関などの競争的研究費等による研究

(ア) 国や公的機関などの各種競争的研究資金等は、積極的に獲得に努め、有効な運用を図るとともに、研究開発の活性化に役立てる。

(イ) 民間からの受託は、当研究機構の研究内容との整合性、研究施設や研究者等のリソース配分を考慮して実施する。
- (2) 研究交流、情報収集、調査等

ア 共同研究

- (ア) 産学官の研究者を結集して研究開発プロジェクトを推進するためのコーディネータ機能を果たすとともに、外に開かれた研究環境の提供を実施する。
- (イ) 国際連携を重要な戦略として位置付け、研究活動のグローバルな展開を推進する。国内外の研究機関と広く連携をとり、期末に共同研究件数を国内外計500件以上とし、研究開発を推進する。
- (ウ) 外部機関との委託・受託などの多様な形態による共同研究について、関係機関との競合関係にも配慮しつつ、役割分担を行い、効率的、効果的に推進するとともに、共同研究において研究機構の研究施設・設備の外部研究者による利用を推進する。
- (エ) 共同研究テーマや共同研究先については、透明性を確保するとともに、国際共同研究等の国際的な連携が必要な施策の実施に資するための情報収集を行う。
- イ 海外の情報通信分野の政策、企業動向等について、必要な情報収集、調査等を行い、その成果をインターネット等により公表する。
- ウ 国内、国際研究集会への派遣
 - (ア) 国内外で開催される研究集会への研究者の出席をより一層積極的に進め、研究開発成果の発信、情報交換を活発に実施する。
 - (イ) 海外研究集会の発表等のための派遣を積極的に推進する。
- エ 国内、国際研究集会の開催

国際的に認められる中核的研究機関を目指し、国内・国際研究集会を自ら開催する。特に、国内外の研究者に広く認められる定例シンポジウムを開催する。
- オ 国内、国外の研究機関への中・長期派遣

研究者の研究能力の向上、他機関との研究協力、技術指導を目的として研究者の国内、国外の研究機関への中・長期派遣を積極的に実施する。
- カ 学会、研究調査委員会等への寄与
 - (ア) 関連する学会・研究調査委員会等への役員・委員の派遣、運営への寄与、資料・データの提出などの協力をを行い、積極的に貢献する。
 - (イ) 学会等の理事長、理事、委員長、幹事等を積極的に担う。
- キ 国内、海外の研究者の受け入れ
 - (ア) 優秀な流動研究者を広く集められるよう、待遇・研究環境面を充実させる。
 - (イ) 積極的に外国研究者の受け入れを進めるとともに、生活環境面を含めた支援体制を整備する。
 - (ウ) 世界トップクラスの研究者も招へいできるよう、招へい型任期付き採用の弾力的運用について努力する。
 - (エ) 国内外研究者の短期滞在についても、柔軟で開放的な招へい制度の充実を図る。
- (3) 研究者・技術者等の育成
 - ア 連携大学院、研修生の受け入れ
 - (ア) 大学と協力して連携大学院を進め、大学院教育に寄与するとともに人材の育成に貢献する。
 - (イ) 上記の連携大学院以外の大学院生等についても、研修生として受け入れ、人材の育成に貢献する。
 - (ウ) 研究機構で研究を行う大学院生等に対するリサーチアシスタントなどの制度の導入について検討し、方針を確立する。
 - イ 民間の研究者・技術者の受け入れ

民間の研究者・技術者を受け入れることにより、研究指導を行い、技術移転を推進する。

9 基盤技術研究促進業務（法第13条第2項第2号の業務）に関する事項

- (1) 公募に当たっては、ホームページ等のメディアや公募説明会を最大限に活用して情報提供する。また、公募に当たってはホームページ上に公募開始の1ヶ月前には公募に係る事前の周知を行う。
- (2) 委託先の決定を公募締切から原則として120日以内とし、可能な限りこの期間を短縮するなど、応募者の利便性の確保に努める。
- (3) 民間のみでは取り組むのが不可能な中長期かつリスクの高い技術テーマにつき、民間の能力を活用して研究機構が資金負担を行うことによりその研究開発を推進する。このため、情報通信分野における国際的な研究開発動向、我が国産業界の当該技術分野への取組状況や国際競争力の状況、当該技術により実現される新市場・新商品による我が国国民経済への貢献の程度、情報通信政策の動向、国際貢献の可能性等を十分に踏まえつつ、適切な採択案件の選定と着実な推進を図るものとする。なお、基盤技術研究の委託については収益の可能性がある場合等に限定し、知的財産の形成等のパブリックリターンの構築がなされるような案件につき研究開発を行うものとする。

- (4) 外部の専門家及び有識者による評価委員会を設置し、客観的な審査・採択基準に基づき、公正な評価を行う。採択評価については、同一の研究開発への競争的研究資金の重複、特定研究者への研究費の集中を排除しつつ、より市場創出効果・雇用創出効果等が大きく、広範な産業への高い波及性を有し、中長期的視点から我が国の産業競争力の強化に資する案件を選定する。選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
- (5) 採択案件については、その実用化に向け委託先における知的財産権化を促すとともに、他に先駆けて国際標準の確立に貢献するよう努めること等により、研究開発、知的財産権取得及び標準化の一体的な推進を図る。
- (6) 採択案件（原則として2年以上の研究期間のもの）の研究期間の中間段階（原則として、研究開発期間が2年を超える4年以下の研究開発課題は2年目に当たる年度内、4年を超える5年以下のものにあっては3年目に当たる年度内）に外部の専門家及び有識者により適切な手法で中間評価を実施し、その結果をもとに採択案件の加速化・縮小・中止・見直し等を迅速に行う。また、評価結果が一定水準に満たない採択案件については、原則として中止する（計画変更等により水準を満たすこととなるものを除く。）。なお、評価結果は公表する。
- (7) 採択案件の終了後、事後評価を実施し、評価結果を公表する。また、研究開発成果がどの程度国民に利益となっているかを把握するとともに、研究機構の研究開発マネジメント業務の改善や実用化・事業化に向けた企画立案機能の向上に反映させる。また、研究開発資産等の研究開発終了後の有効活用を図る。そのため、終了後も定期的に追跡調査を行い、研究開発の成果の実用化、経済社会への貢献・影響について、定量的な手法を含めた評価を行うとともに、幅広く産業界等へ働きかけを行う。さらに、評価や調査の結果について、評価インフラとしてのデータベース化を行う。
- (8) 委託先の事情により適用できない場合等を除き、委託事業における日本版バイドール条項の適用比率を100%とすることにより委託先の事業化の取組へのインセンティブを高めるとともに、委託先に帰属する特許権等について、委託先における事業化の状況及び第三者への実施許諾の状況等につき毎年調査し、適切な形で対外的に公表する。また、制度面・手続き面の改善を毎年度着実に行い、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。
- (9) 研究開発成果の公表等については、国民への情報発信や学界での建設的情報交換等の視点と、知的財産の適切な取得等その成果の我が国経済活性化への確実な貢献等の視点から適宜適切に実施するものとする。なお、採択案件の研究開発の成果及びその産業界への影響・貢献については、様々な事例を収集し、印刷物、ホームページ、CD-ROM等の媒体及び成果発表会、展示会等の開催により、広く国民への分かりやすい情報発信・情報提供を図る。
- (10) 公益信託制度については、広く民間篤志家からの資金を活用するため、公益信託の設定を促進する活動（パンフレットの作成、信託銀行への依頼）を行う。外国人研究者の招へいは、本邦滞在期間の弾力的設定（30日以上360日以内）、渡航費の節約等により、招へい研究者1人当たりの平均所要経費を抑制し、海外から基盤技術に関して博士相当の研究能力を有する研究者を毎年度2人以上招へいする。招へい案件の採択に際しては、候補となる研究者の研究能力、識見等を的確に把握するため、外部評価委員会において評価を実施する。

10 通信・放送事業分野の事業振興等業務（法第13条第2項第3号～第5号及び附則第9条第1項～第3項の業務）に関する事項

(1) 基本的考え方

通信・放送事業者への助成等については、業務について規定する各法律に基づいて国が策定する基本方針等に従い実施する。また、中期計画終了時に業績評価を行い、業務の改善に反映させることにより、効果的・効率的に業務を実施するとともに、評価結果をホームページ等で公表する。さらに、支援メニューの総合的な案内として、次の取組みを行う。

ア 情報通信分野の事業支援メニューについて、利用者の利便性向上と利用促進のため、分かりやすい総合的な案内をホームページ上で公開する。案内には、支援の内容、条件、受付・支援窓口、Q&A、ダウンロード可能な書式等を掲載する。また、支援の実績、成功事例等の支援成果についても紹介する。

イ 掲載内容は、随時更新を行うとともに、毎年度見直しを行い、内容の充実を図る。

(2) 助成金（利子助成金を含む。）交付業務

ア 標準処理期間の設定

申請又は公募締切から助成金の交付決定までに通常要する標準的な事務処理期間は以下のとおりとし、事務処理と支援の迅速化を図る。

通信・放送融合技術開発促進助成金 公募締切から50日以内

通信・放送新規事業助成金 公募締切から80日以内

身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金 公募締切から60日以内

字幕番組、解説番組等制作促進助成金 公募締切から30日以内

電気通信基盤利子助成金 申請から 30 日以内
 衛星放送受信設備設置助成金 申請から 60 日以内

イ 通信・放送融合技術開発促進助成金

採択及び事後評価における的確性・透明性を確保するため、審査に当たっては、外部評価委員会の審査結果を踏まえて決定する。採択案件の実績について、通信・放送融合技術の開発の促進の観点から評価を行い、結果をその後の業務運営の改善に反映させる。

ウ 通信・放送新規事業助成金

- (ア) 地方での説明会の開催、情報通信ベンチャー支援センター、ベンチャー支援団体等との連携、年度当初における公募予定時期の周知を行う。
- (イ) 採択における的確性及び透明性を確保するため、外部評価委員会を設置する。
- (ウ) 毎年度、申請者に対しアンケートを実施し、次年度以降の運用等の改善に反映させる。
- (エ) 採択案件の実績について、情報通信ベンチャーの創出（事業化の達成等）の観点から助成事業者数等を勘案して評価を行い、結果をその後の業務運営の改善に反映させる。

エ 身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金

- (ア) 地方での説明会を開催するとともに、年度当初における公募予定時期の周知を行う。
- (イ) 採択における的確性及び透明性を確保するため、外部評価委員会を設置する。
- (ウ) 毎年度、申請者に対しアンケートを実施し、次年度以降の運用等の改善に反映させる。
- (エ) 採択案件の実績について、身体障害者のための通信・放送役務の提供及び開発の進展の観点から評価を行い、結果をその後の業務運営の改善に反映させる。

オ 字幕番組、解説番組等制作促進助成金

年 2 回の公募を実施し、年度途中からの番組についても支援する。助成した案件の実績について、字幕放送等の時間数の拡充の観点から評価を行い、結果をその後の業務運営の改善に反映させる。

カ 日本放送協会のテレビジョン放送が良好に受信できない地域の難視聴の解消を促進する衛星放送受信設備設置助成金ホームページ上で周知広報を行うほか、難視聴地域のある市町村等を通じて、年 2 回、助成制度の周知広報を行う。助成実績について、日本放送協会のテレビジョン放送が良好に受信できない地域の難視聴の解消の観点から評価を行い、結果をその後の業務運営の改善に反映させる。また、将来の放送の動向（デジタル化等）を勘案した施設の整備等の促進に資するよう、当該中期計画期間中に、市町村に対し難視聴に関するアンケート調査を実施する。

(3) 通信・放送融合技術開発システム整備業務

新たにシステムを整備するごとにホームページの更新、パンフレットを刷新し、情報発信する。また、利用者に対してアンケート調査を行い、利用条件の改定の参考とするとともに、7 割以上の回答者から肯定的な回答を得る。さらに、共用システムの利用状況等について、通信・放送融合技術の開発の促進の観点から評価を行い、その結果をその後の業務運営の改善に反映させる。

(4) 情報バリアフリー関係の情報提供業務

インターネット上に開設した「情報バリアフリーのための情報提供サイト」のリニューアルを本中期目標の期間中に実施し、年間アクセス件数を 10 万件以上にする。また、情報提供の評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度とニーズを把握し、その結果をその後の業務運営に反映させるとともに、7 割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

(5) 債務保証及び利子補給業務

債務保証の申込みから承諾までに通常要する標準的な事務処理期間は 45 日以内、利子補給の申請から決定までに通常要する標準的な事務処理期間は 15 日以内とし、事務処理と支援の迅速化を図る。債務保証の保証料率については、信用基金の剩余金の状況も踏まえ、料率を決定する。

(6) 出資業務

民間と共同出資して設立した投資事業組合を通じて、情報通信分野における創造性、機動性豊かなベンチャー企業の発掘・支援育成を図る。なお、本業務に係る出資に当たっては、収益の可能性がある場合等に限定して実施するとともに、透明性を高める観点から、研究機構のホームページにおいて、投資事業組合の財務内容（貸借対照表、損益計算書）を毎事業年度公表する。

11 通信・放送承継業務（法附則第 9 条第 4 項から第 6 項の業務）に関する事項

保有株式については、管理コストも勘案の上、原則として中期目標の期間中に処分方法、処分時期等処分の方向性の目処をつけるものとし、貸付金については、回収額の最大化に向け、計画的かつ機動的に貸付金の回収を進める。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別添1による。予算の見積もりは運営費交付金の算定ルール等に基づき中期目標を踏まえ試算したものであり、実際の予算は毎年度の予算編成において決定される係数等に基づき決定されるため、これらの計画の額を下回ることや上回ることがあり得る。

第5 短期借入金の限度額

各年度の運営交付金等の交付期日にずれが生じることが想定されるため、短期借入金を借り入れることができることとし、その限度額を12億円とする。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

- 1 広報や成果発表、成果展示等に係る経費
- 2 知的財産管理、技術移転促進等に係る経費
- 3 職場環境改善等に係る経費
- 4 保証債務の代位弁済に係る経費
- 5 利子補給金の支給に係る経費

第8 独立行政法人情報通信研究機構に係る独立行政法人通則法等の施行に関する省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期計画を達成するために必要な別添2に掲げる施設・設備の更新・更改を適切に実施する。

2 人事に関する計画（別添3）

3 積立金の処分に関する事項

なし

4 その他研究所の業務の運営に関する必要な事項

(1) 施設の整備、維持管理

ア 施設設備、インフラ整備について、マスタープランの策定を行い、整備を推進する。

イ 施設の維持管理について、安全管理を重視し、効率化のためのアウトソーシングの検討を行い実施する。

ウ 庁舎セキュリティ方針の目標の明確化、実施組織の役割及び責任範囲の確化を図る。管理運用マニュアルを策定・実施する。

(2) 環境保護

環境改善の計画、実践、点検及び対策について検討し、組織として環境ISOの認証を取得するための方針を確定する。

(3) 適切な労働環境の確保

ア 安全衛生管理組織体制、実践状況、災害発生状況等の調査を実施し、安全衛生マネジメントシステムの検討、安全衛生方針の計画・目標を設定する。

イ セクシャルハラスメント、メンタルヘルス等についての検討及び管理運営体制を確立する。

ウ 安全衛生に対する講習会の実施、安全学習の啓蒙や適正資格取得の奨励を図る。

(4) 危機管理

危機管理体制を整備するとともに、危険管理マニュアルの作成、職員に対する訓練等の実施、講習会の開催などを実施する。

(5) 地域等との円滑な関係促進

ア 近隣公共機関との連携強化と地域社会への貢献について、年次計画の策定を行い実施する。

- イ 近隣地域と学校を対象とした科学技術の普及活動について検討し実施する。
- ウ 各種問題に係る涉外事項の検討を実施し、専門家との連携強化体制を整備する。

(6) 研究機構内情報化の推進

- ア 情報ネットワーク

インターネット利用実験を含め幅広いネットワーク需要に対応できる研究機構内ネットワークの構築及びインターネットの運用体制を強化する。

- イ 情報技術

事務作業、情報伝達のオンライン化を進めることにより、調達等の事務の効率化、手続の迅速化、情報の効率的な利用を推進する。集約された情報を経営戦略立案、意思決定に活用する。

- ウ 安全の確保

情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保し、さらに攻撃を防御・検出するシステムを整備する。

別添 1**予算計画、収支計画及び資金計画****1 予算計画**

- (1) 総計 (別表 1-1)
- (2) 一般勘定 (別表 1-2)
- (3) 基盤技術研究促進勘定 (別表 1-3)
- (4) 債務保証勘定 (別表 1-4)
- (5) 出資勘定 (別表 1-5)
- (6) 通信・放送承継勘定 (別表 1-6)
- (7) 衛星管制債務償還勘定 (別表 1-7)

2 収支計画

- (1) 総計 (別表 2-1)
- (2) 一般勘定 (別表 2-2)
- (3) 基盤技術研究促進勘定 (別表 2-3)
- (4) 債務保証勘定 (別表 2-4)
- (5) 出資勘定 (別表 2-5)
- (6) 通信・放送承継勘定 (別表 2-6)
- (7) 衛星管制債務償還勘定 (別表 2-7)

3 資金計画

- (1) 総計 (別表 3-1)
- (2) 一般勘定 (別表 3-2)
- (3) 基盤技術研究促進勘定 (別表 3-3)
- (4) 債務保証勘定 (別表 3-4)
- (5) 出資勘定 (別表 3-5)
- (6) 通信・放送承継勘定 (別表 3-6)
- (7) 衛星管制債務償還勘定 (別表 3-7)

別表1-1

予算計画（総計）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	134,502
施設整備費補助金	1,228
無利子借入金	7,823
情報通信技術開発支援等事業費補助金	4,440
施設整備資金貸付金償還時補助金	7,823
政府出資金	20,800
貸付回収金	2,048
業務収入	1,395
受託収入	41,869
その他収入	1,328
計	223,255
支出	
業務経費	128,029
うち 研究業務関係経費	101,209
定常業務関係経費	1,056
通信・放送事業支援業務関係経費	4,663
民間基盤技術研究促進業務関係経費	21,100
施設整備費	9,051
受託経費	41,869
うち 電波利用料財源関係経費	35,361
その他経費	6,509
借入金償還	10,925
支払利息	262
一般管理費	34,188
計	224,324

[人件費の見積り]

期間中総額 18,298 百万円を支出する。

ただし、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

G (y) (運営費交付金)

$$\begin{aligned}
 &= A (y-1) (\text{一般管理費}) \times \alpha (\text{一般管理費の効率化係数}) \\
 &+ B (y-1) (\text{事業に要する経費}) \times \beta (\text{事業の効率化係数}) \\
 &\quad \times \gamma (\text{中長期的政策係数}) \times \delta (\text{消費者物価指数}) \\
 &+ C (y) (\text{調整経費}) - D (y) (\text{自己収入})
 \end{aligned}$$

A (y) (一般管理費) = S (y) (人件費)

$$+ \text{その他の一般管理費} \times \delta (\text{消費者物価指数})$$

S (y) (人件費) = S (y-1) × s (人件費調整係数)

D (y) (自己収入) = D (y-1) × d (自己収入調整係数)

A (y) : 運営費交付金のうち一般管理費相当分

C (y) : 当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

D (y) : 自己収入。余裕金の運用により生じる利子収入等が想定される。

S (y) : 役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職手当に相当する額。

係数 α 、 β 、 γ 、 δ 、 s 及び d については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

α (一般管理費の効率化係数) : 中期目標の一般管理費の効率化目標の達成に必要な係数値とする。

β (事業の効率化係数) : 中期目標の事業費の効率化目標の達成に必要な係数値とする。

γ (政策係数) : 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

δ (消費者物価指数) : 前年度の実績値を使用する。

s (人件費調整係数) : 職員の採用、昇給・昇格、減給・降格、退職及び休職に起因する一人当たり給与の変動の見込み、並びに退職手当見込みに基づき決定する。

d (自己収入調整係数) : 自己収入の見込みに基づき決定する。

[注1] 受託収入のうち、電波利用料財源関係受託収入及び型式検定関係受託収入は、平成13年度予算額×5年間として算出しており、この額は今後変動する可能性がある。

[注2] 各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものである。

別表1-2

予算計画（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	134,502
施設整備費補助金	1,228
無利子借入金	7,823
情報通信技術開発支援等事業費補助金	4,440
施設整備資金貸付金償還時補助金	7,823
業務収入	904
託収入	41,869
その他収入	453
計	199,042
支出	
業務経費	106,858
うち 研究業務関係経費	101,195
定常業務関係経費	1,056
通信・放送事業支援業務関係経費	4,607
施設整備費	9,051
受託経費	41,869
うち 電波利用料財源関係経費	35,361
その他経費	6,509
借入金償還	7,823
一般管理費	33,441
その他支出	0
計	199,042

[人件費の見積り]

期間中総額 17,921 百万円を支出する。

ただし、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

別表1－3

予算計画（基盤技術研究促進勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
政府出資金	20,800
業務収入	15
その他収入	257
計	21,072
支出	
業務経費	21,115
うち 研究業務関係経費	15
民間基盤技術研究促進業務関係経費	21,100
一般管理費	251
計	21,366

[人件費の見積り]

期間中総額 169 百万円を支出する。

ただし、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

別表1－4

予算計画（債務保証勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
業務収入	260
計	260
支出	
業務経費	56
うち 通信・放送事業支援業務関係経費	56
一般管理費	193
計	249

[人件費の見積り]

期間中総額 90 百万円を支出する。

ただし、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

別表1－5**予算計画（出資勘定）**

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
その他収入	8
計	8
支出	
一般管理費	7
計	7

[人件費の見積り]

期間中総額 3百万円を支出する。

ただし、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

別表1－6**予算計画（通信・放送承継勘定）**

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
貸付回収金	2,048
業務収入	216
その他収入	462
計	2,725
支出	
借入金償還	1,749
支払利息	262
一般管理費	295
計	2,306

[人件費の見積り]

期間中総額 115百万円を支出する。

ただし、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

別表1－7**予算計画（衛星管制債務償還勘定）**

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
その他収入	148
計	148
支出	
借入金償還	1,353
一般管理費	0
計	1,353

[人件費の見積り]

期間中総額 0 百万円を支出する。

ただし、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[注]「借入金償還」は、国及び民間企業からの無利子貸付金の償還によるものである。

別表2-1

収支計画（総計）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	166,912
経常費用	166,771
研究業務費	49,232
定常業務費	236
通信・放送事業支援業務費	4,663
民間基盤技術研究促進業務費	14,894
電波利用料業務費	7,779
その他受託関係経費	1,432
一般管理費	34,410
減価償却費	54,125
財務費用	141
収益の部	162,621
運営費交付金収益	82,803
国庫補助金収入	4,440
業務収入	1,676
受託収入	41,870
その他収入	404
資産見返負債戻入	30,505
財務収益	923
純利益（△純損失）	△ 4,291
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	△ 4,291

[注1] 受託収入で取得した資産は、減価償却等を通じて費用計上されるため、未償却残高見合が利益として計上される。

[注2] 退職手当については、運営費交付金及び資金運用収入を財源とするものと想定している。

[注3] 各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものである。

別表2-2

収支計画（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	144,556
経常費用	144,556
研究業務費	49,217
定常業務費	236
通信・放送事業支援業務費	4,607
電波利用料業務費	7,779
その他受託関係経費	1,432
一般管理費	33,383
減価償却費	47,902
収益の部	160,974
運営費交付金収益	82,803
国庫補助金収益	4,440
業務収入	904
受託収入	41,870
その他収入	404
資産見返負債戻入	30,505
財務収益	48
純利益（△純損失）	16,418
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	16,418

[注1] 受託収入で取得した資産は、減価償却等を通じて費用計上されるため、未償却残高見合が利益として計上される。

[注2] 退職手当については、運営費交付金及び資金運用収入を財源とするものと想定している。

別表 2－3**収支計画（基盤技術研究促進勘定）**

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	21,359
経常費用	21,359
研究業務費	15
民間基盤技術研究促進業務費	14,894
一般管理費	241
減価償却費	6,209
収益の部	272
業務収入	15
財務収益	257
純利益（△純損失）	△ 21,087
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	△ 21,087

[注] 退職手当については、資金運用収入を財源とするものと想定している。

別表 2－4**収支計画（債務保証勘定）**

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	249
経常費用	249
通信・放送事業支援業務費	56
一般管理費	187
減価償却費	6
収益の部	259
業務収入	259
純利益（△純損失）	10
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	10

[注] 退職手当については、資金運用収入を財源とするものと想定している。

別表2-5

収支計画（出資勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7
経常費用	7
一般管理費	7
減価償却費	0
収益の部	8
財務収益	8
純利益（△純損失）	1
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	1

[注1] 退職手当については、資金運用収入を財源とするものと想定している。

[注2] 保有株式の処分に係る「臨時損失」又は「臨時利益」は見込んでいない。

別表2-6

収支計画（通信・放送承継勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	737
経常費用	597
一般管理費	592
減価償却費	5
財務費用	141
収益の部	960
業務収入	498
財務収益	462
純利益（△純損失）	223
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	223

[注1] 退職手当については、資金運用収入を財源とするものと想定している。

[注2] 保有株式の処分に係る「臨時損失」又は「臨時利益」は見込んでいない。

別表2-7

収支計画（衛星管制債務償還勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	3
経常費用	3
一般管理費	0
減価償却費	3
収益の部	148
財務収益	148
純利益（△純損失）	145
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	145

[注] 退職手当については、資金運用収入を財源とするものと想定している。

別表3-1

資金計画（総計）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	250,834
業務活動による支出	112,392
投資活動による支出	100,763
財務活動による支出	11,187
次期中期目標の期間への繰越金	26,493
資金収入	250,834
業務活動による収入	185,946
運営費交付金による収入	134,502
国庫補助金による収入	4,440
貸付金の回収による収入	2,048
業務収入	1,428
受託収入	41,869
その他の収入	1,659
投資活動による収入	9,051
施設活動による収入	1,228
その他の収入	7,823
財務活動による収入	28,623
政府出資金による収入	20,800
無利子借入金による収入	7,823
その他の収入	0
当期中期目標期間の期首資産残高	27,214

[注] 各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものである。

別表3-2

資金計画（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	216,774
業務活動による支出	96,707
投資活動による支出	94,533
財務活動による支出	7,823
次期中期目標の期間への繰越金	17,711
資金収入	216,774
業務活動による収入	182,192
運営費交付金による収入	134,502
国庫補助金による収入	4,440
業務収入	926
受託収入	41,869
その他の収入	455
投資活動による収入	9,051
施設活動による収入	1,228
その他の収入	7,823
財務活動による収入	7,823
無利子借入金による収入	7,823
当期中期目標期間の期首資産残高	17,708

別表3-3

資金計画（基盤技術研究促進勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	21,440
業務活動による支出	15,149
投資活動による支出	6,216
次期中期目標の期間への繰越金	76
資金収入	21,440
業務活動による収入	585
業務収入	15
その他の収入	570
財務活動による収入	20,800
政府出資金による収入	20,800
当期中期目標期間の期首資産残高	55

別表3-4

資金計画（債務保証勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	914
業務活動による支出	243
投資活動による支出	6
次期中期目標の期間への繰越金	666
資金収入	914
業務活動による収入	281
業務収入	271
その他の収入	10
当期中期目標期間の期首資産残高	634

別表3-5

資金計画（出資勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	912
業務活動による支出	7
投資活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	906
資金収入	912
業務活動による収入	8
その他収入	8
当期中期目標期間の期首資産残高	905

別表3-6

資金計画（通信・放送承継勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7,075
業務活動による支出	287
投資活動による支出	7
財務活動による支出	2,010
次期中期目標の期間への繰越金	4,770
資金収入	7,075
業務活動による収入	2,727
貸付金の回収による収入	2,048
業務収入	216
その他の収入	464
当期中期目標期間の期首資産残高	4,347

別表3-7

資金計画（衛星管制債務償還勘定）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	3,718
業務活動による支出	0
財務活動による支出	1,353
次期中期目標の期間への繰越金	2,365
資金収入	3,718
業務活動による収入	152
その他の収入	152
当期中期目標期間の期首資産残高	3,566

別添2**施設・設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
(1) ヒューマンコミュニケーション 技術研究装置等の次世代情報通信 基盤技術の研究開発に必要な施設 ・設備		施設整備費補助金 無利子借入金
(2) 超高速衛星通信技術研究装置等 の無線通信システム技術の研究開 発に必要な施設・設備		
(3) リモートセンシング技術研究装 置等の電磁波計測・応用技術の研 究開発に必要な施設・設備		
(4) バイオコミュニケーション技術 研究装置等の情報通信基礎技術の 研究に必要な施設・設備		
(5) 電離層観測装置、所内安全対策 施設等のその他業務、研究所運営 に必要な施設・設備		
(6) 災害復旧が必要な施設	小計 8,661 小計 392 計 9,053	

（注記）予定額については、平成 13 年度予算を基準に想定したものであり、業務の実施状況、技術革新の状況等の要因により、増減し得るものである。

また、災害復旧が必要な施設の予定額（392 百万円）については、平成 16 年度予算を基準に想定したものであり、災害復旧の発生等により、増減し得るものである。

別添3**人事に関する計画****1 方針**

- (1) 平成13年度より、任期付任用の活用を積極的に進める。
- (2) 機動的な研究プロジェクトの推進や、効率的・効果的な業務の遂行のため、人員配置の重点化に努力する。
- (3) 研究者の適性に合わせたキャリアパスを設定し、適切な配置、待遇を実施する。
- (4) すべての職員について、業務の効率化のため勤務時間制度の一層の弾力化を検討する。

2 人員に係る指標

- (1) 情報通信技術に係る研究開発業務の急速な増大が見込まれるが、期首に比べ期末の常勤職員数を大幅に増加させないこととする。さらに、総務業務の職員数については、期首に比べ期末において増加させないこととする。
- (2) 研究部門の研究者中の任期付き研究者の割合を5%程度とする。

(参考1) 常勤職員の状況

- 1) 期初の常勤職員数 422人
- 2) 平成16年度当初 478人
- 3) 期末の常勤職員の見込み 477人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 18,298百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

3 人材の養成等に関する計画

- (1) 研究マネージャ、研究リーダーのマネジメント能力の育成のため、管理職用の研修・訓練を実施する。
- (2) 総務、研究支援業務などの職員についても、能力向上のための研修・訓練を実施。業務の推進に必要な資格の取得を促進する。
- (3) 新規採用の職員を含め、外部から参加する研究者等に対して、独立行政法人の職員として業務に堪能できるよう、新入者研修を充実させる。
- (4) 研究者を対象に、特許取得などに関する研修会などを行い、研究成果発出の能力の向上に努力する。
- (5) 研究者のサバティカル・リープ制度の導入について検討し、方針を確立する。